東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成28年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成28年10月12日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年10月12日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		純水補給水系原子炉建屋純水流量積算計フィルター差圧指示計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧指示計を点検・修理。	GⅢ	
2		コンポスト設備建屋スク―プ発酵槽(貝類・刈草を発酵処理し、堆肥化させる槽)の温度検出器(10箇所中1箇所)において、動作不良(温度異常(検出器内回路の断線)により、コンポスト設備建屋の火災報知器が発報)が認められたため、当該温度検出器を交換。	GⅢ	